

株式会社 山賀

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、女性社員については継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、男性社員については、男性育休取得が促進されるよう、家族の妊娠・出産時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 7 月 1 日 ～令和 9 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児休業を取得しやすい制度を周知するとともに、職場復帰しやすい環境を整備する。

<引き続き取り組む対策>

- 令和 6 年 7 月～ 育児休業規程を全ての社員が閲覧できる場所に設置し、育児休業制度の理解を促進する。
- 令和 6 年 7 月～ 育児休業終了後に職場復帰しやすい環境を整備する。

<新たに取り組む対策>

- 令和 6 年 7 月～ 複雑な育児休業制度をより分かりやすく社員に周知するため、ポイントを押さえた文章と、図や写真を盛り込んだリーフレットを全ての社員に配布し、育児休業制度の促進を図る。
- 令和 6 年 7 月～ 育児休業取得経験者に、取得に際しての感想等を聴き取り、事例紹介として全ての社員に周知する。

目標2：将来的に「育児休業 100%」及び「1 カ月以上の育児休業取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7 年 11 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 12 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全従業員への周知

目標3：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 7 年 8 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 9 月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知